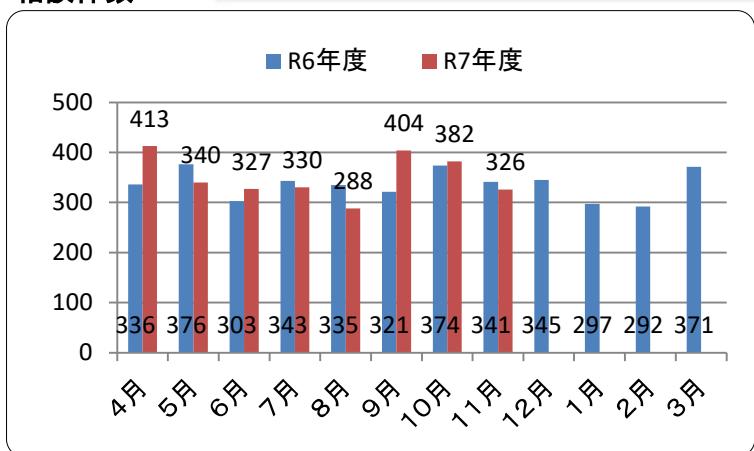


## 消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター  
令和7年11月末現在

相談件数



	R6年度 (件数)	R7年度 (件数)	対前年比 (%)
10月	374	382	102.1
11月	341	326	95.6
12月	345		-
1月	297		-
2月	292		-
3月	371		-
上半期計	2,014	2,102	104.4
下半期計	2,020	708	35.0
合計	4,034	2,810	69.7

令和7年度(11月)商品・役務別相談件数 (相談合計 326 件)			
順位	商品・役務別	件 数 (件)	割 合 (%)
1位	商品一般	44	13.5
2位	運輸・通信サービス	39	12.0
3位	保険衛生品	35	10.7
4位	教養・娯楽サービス	29	8.9
5位	金融・保険サービス	24	7.4

令和7年度(11月)商品・役務別相談件数 (契約者65歳以上合計 107 件)			
順位	商品・役務別	件 数 (件)	割 合 (%)
1位	運輸・通信サービス	21	19.6
2位	保健衛生品	15	14.0
3位	商品一般	11	10.3
4位	教養娯楽品	8	7.5
5位	土地・建物・設備	7	6.5

### «相談の傾向»

#### ● 携帯電話に不要なオプションが付けられていた。

機種変更のために携帯電話ショップに出かけ契約したところ、使い方の分からないオプションや覚えのないセキュリティソフトの契約が含まれていた、という相談が寄せられています。

契約の際には、契約内容をよく確認し、分からないものは契約しないようにしましょう。不要なオプション等を勧められた時は、きっぱり断りましょう。

契約書はその場でよく確認し、不要な契約がないかをよく見て、月々の支払金額についても、しっかり確認しましょう。

#### ● 賃貸アパートの備え付け設備にトラブルが生じた！

入居中の賃貸住宅に設置されているエアコン、給湯器等の付帯設備や、水道管や上階からの水漏れ等のトラブルで困っている、という相談が多く寄せられています。

備え付けの設備にトラブルが生じた場合は、すぐに大家や管理会社に連絡しましょう。賃貸住宅の使用のために必要な修繕は、原則として貸主側に修繕の義務があります。貸主側に無断で修繕を行うと、退去の精算の際にトラブルになることがあります。

また、入居するときには、エアコン等の備え付け設備がきちんと作動するか確認することも大切です。

**新潟市消費生活センター(相談専用) 025(211)2370**